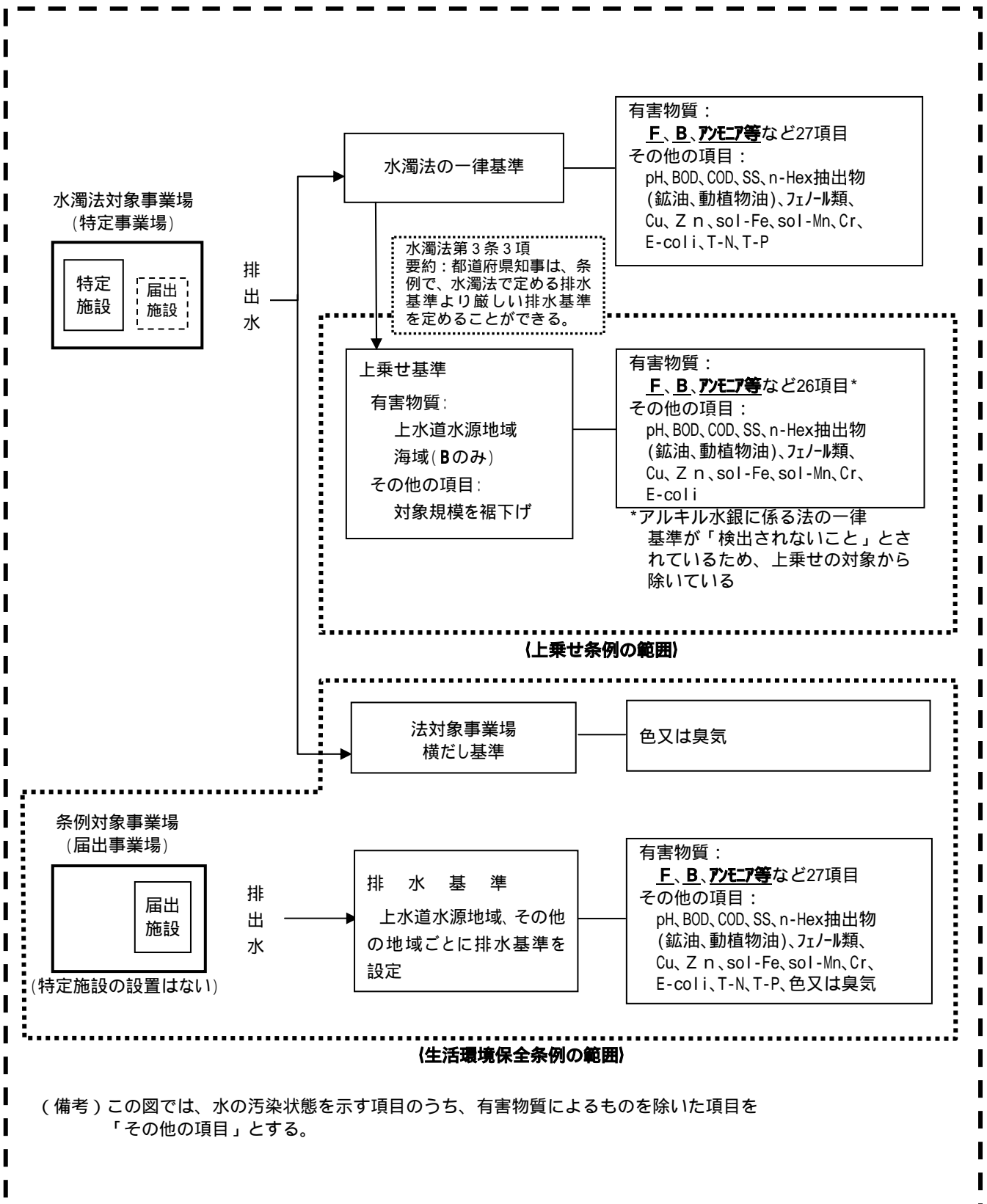
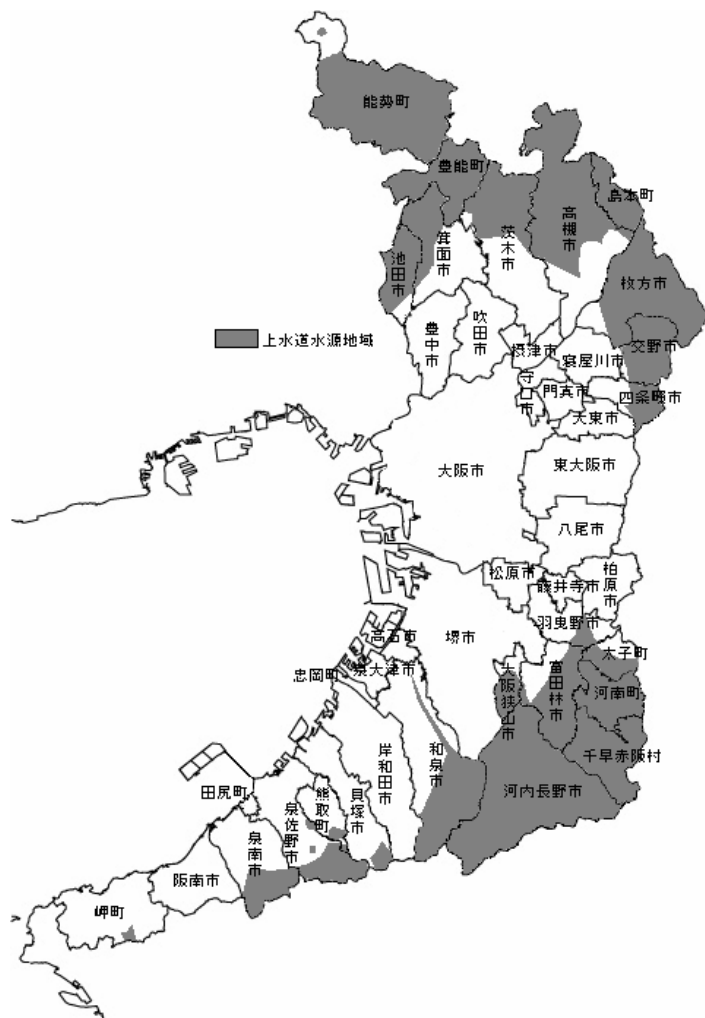


水濁法及び府条例の排水基準適用関係



上乗せ条例・生活環境保全条例で規定する現行の上水道水源地域



- 一 豊能郡能勢町天王簡易水道取水地点から上流の公共用水域に係る地域
- 二 軍行橋下流端から上流の猪名川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 三 箕面市箕面浄水場取水地点から上流の箕面川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 四 中央自動車道西宮線安威川橋下流端から上流の安威川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 五 淀川大堰^{せき}から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域(以下「淀川水域」という。)に係る地域
- 六 近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋橋梁下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 七 大阪狭山市に位置する副池及びこれから上流の西除川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「西除川上流水域」という。)に係る地域
- 八 堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域
- 九 和泉市に位置する惣ガ池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 十 貝塚市蓄原簡易水道取水地点から上流の東手川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 十一 泉南郡熊取町に位置する永楽ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 十二 泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 十三 泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 十四 近畿自動車道と歌山線金熊寺川橋下流端から上流の金熊寺川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 十五 泉南郡岬町に位置する逢帰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域